県南広域振興局長告示第33号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成23年3月1日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1(1) 路線名 284号
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 一関市千厩町千厩字西小田349番1地先から349番5地先まで
 - イ 一関市室根町折壁字欠入田9番2地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成23年3月1日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで
- 2(1) 路線名 343号
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 一関市大東町大原山口(乙)国有林264林班り小班地先から264林班ろ小班地先まで
 - イ 一関市大東町大原山口(乙)国有林264林班ぬ小班地先内
 - ウ 一関市大東町大原山口(乙)国有林264林班る小班地先から字松の木田45番1地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成23年3月1日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで
- 3(1) 路線名 456号
 - (2) 供用開始の区間 東磐井郡藤沢町徳田字野岡3番2地先から藤沢字仁郷2番2地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成23年3月1日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで